南アルプス市　平成　23　年度

事務事業マネジメントシート
(兼) 予算編成資料・実施計画資料

22年度事業　事後評価

作成日 H　24 年　2 月　10 日作成

事務事業名	外国人登録管理・相談事業 ☐ 実施計画事業	所属部局	市民部
		所属課室	窓口サービス課
		所属担当	市民窓口担当
基本政策	基本計画体系 Ⅳ 快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計 01 / 名称 一般 / 款 02 / 項 03 / 目 01 / 細目 012 / 細々目 04
政策	21 快適生活環境の整備	事業区分	☑ 国の制度による義務的事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ その他の事業
施策	34 窓口サービスの向上		
事業期間	☑ 単年度のみ ☑ 単年度繰返 (開始年度　年度) ☐ 期間限定複数年度 (　～　年度)	法令根拠	外国人登録法、同施行令、同施行規則

所属部局	市民部	単位番号	4064		
所属課室	窓口サービス課	課長名	望月　常美		
所属担当	市民窓口担当	担当者名	山本　公一		

事務事業の概要

事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載

外国人登録とは日本に入国（出生）した在留外国人の居住関係及び身分関係（氏名、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間等）を把握するとともに、その情報は在留外国人が受ける各種行政サービス（課税、国保、印鑑登録、就学等）の基礎情報として使用されています。

・入国（出生）した外国人は申請に基づき、登録原票及び登録証明書の作成を行う。外国人が本市に転入した時には、居住地変更登録申請を行わせ、前居住市町村に登録原票の送付を求める。（外国人は転出手続きが必要ない。）　平成25年度より予算を住民基本台帳管理事務に移す。

事業費の主な内訳　（22年度）

項目（細節）	金額（千円）	項目（細節）	金額（千円）
その他賃金	461		
普通旅費	17		
消耗品費	7		
		計	485

1　現状把握（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動

22年度活動実績	新規登録、登録証明書交付事務、変更登録申請事務、記載事項証明発行事務
23年度活動予定	新規登録、登録証明書交付事務、変更登録申請事務、記載事項証明発行事務

② 対象（この事務事業は誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

南アルプス市に居住している外国人

③ 意図（この事務事業により対象をどのような状態にしていくのか、どのように変えるのか）

外国人の居住関係や身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間等）明らかにし、外国人本人からの変更申請に基づき外国人登録原票の内容を更新し正確かつ最新の状態にしていく。

④ 上位目的（どのような結果に結び付けるのか）

外国人の居住関係や身分事項の公正な管理。（各種行政サービスの基礎情報としての役割を果たす。）

⇒

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	登録証明書交付件数	件
イ	各種申請受理件数	件
ウ	登録原票記載事項証明書発行件数	件

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	外国人登録者数	人
イ		
ウ		

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	新規登録数	件
イ	居住地変更登録件数	件
ウ	各種変更登録件数	件

⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	訂正申立件数（本市で誤登録したもの）	件
イ	訂正申立件数（他市で誤登録したもの）	件

(2) 事業費・指標の推移

			単位	21年度（決算・実績）	22年度（決算・実績）	23年度（予算・目標）	24年度（次年度計画・目標）	25年度（計画・目標）	26年度（計画・目標）	最終　年度（トータルコスト・目標）
年間トータルコスト	事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	113	41	83	9			
		県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	182	444	560	634			
	事業費計　(A)		千円	295	485	643	643	0	0	0
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2			
		延べ業務時間	時間	2,288	2,288	3,120	3,744			
		人件費計　(B)	千円	10,207	10,207	12,361	14,834	0	0	0
	(A)+(B)		千円	10,502	10,692	13,004	15,477	0	0	0
活動指標		ア	件	222.0	217.0	220.0	75.0			
		イ	件	1,554.0	1,409.0	1,500.0	500.0			
		ウ	件	1,228.0	1,050.0	1,100.0	370.0			
対象指標		ア	人	1,277.0	1,155.0	1,157.0	1,157.0			
		イ								
		ウ								
成果指標		ア	件	57.0	66.0	70.0	20.0			
		イ	件	375.0	308.0	350.0	90.0			
		ウ	件	977.0	789.0	900.0	250.0			
上位成果指標		ア	件	9.0	26.0	20.0	15.0			
		イ	件	12.0	18.0	20.0	15.0			

(3)この事務事業を取り巻く状況（対象者・社会状況等）の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	昭和22年外国人登録令により開始された。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べどう変化しているか？また、今後の予測は？	当初の登録9割以上は終戦前から日本にいた韓国、朝鮮人だった。H24年7月15日までに外国人登録法が廃止となり、住民基本台帳法も同日付で改正される。外国人住民は現在、外国人登録原票（外国人登録法）で管理され、改正住基法施行以後は日本人と同様住民基本台帳に統一される。
③ 事務事業に対して関係者（市民、事業対象者、議会等）からどんな意見・要望が寄せられているか？	外国人登録は、本人申請が基本となっており、職権で居住地登録を消除することが出来ないため、実際に本市に居住実態がなくても税金や国民健康保険料が課税され、問題になることがある。

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は？	☑ 取り組みしている　⇒［内容↓］　☐ 取り組みしていない ⇒［理由↓］
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過（取り組みしていない場合はその理由）	積極的な閉鎖（出国確認）照会や、各種申請時に詳細な聞き取りを行い、外国人登録原票の正確性を保っている。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	積極的な閉鎖（出国確認）照会。H22年度20件、H21年度81件、H20年度3件

事務事業名	外国人登録管理･相談事業	所属部	市民部	所属課	窓口サービス課

2 評価（Check1）担当者による事後評価（複数年度事業は途中評価）

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない（見直し余地がある） ⇒［理由↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 結びついている ⇒［理由↓］ 本事業により、外国籍住民の正確な身分事項、居住関係が把握でき、各種行政サービスの基礎情報として利用できるため。
	② 公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？ 民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒［理由↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 妥当である ⇒［理由↓］ 本事業により、外国籍住民の正確な身分事項、居住関係が把握でき、各種行政サービスの基礎情報として利用できるため。
	③ 維持･継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持･継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒［理由↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 適切である ⇒［理由↓］ 本事業の対象者及び事務事業は外国人登録法及び同施行令、施行規則に沿い適切に処理しており、見直しは必要ないと考える。
有効性評価	④ 成果の向上余地 事務事業のやり方･進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒［理由↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 向上余地がない ⇒［理由↓］ 本事業の事務内容は外国人登録法及び同施行令、施行規則、事務取扱要領で決められており変更は出来ないと考える。
	⑤ 類似事業との統廃合･連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒（類似する事務事業の名称を記入↓） ☐ 統合･連携ができる ⇒［理由と具体案↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☐ 統合･連携ができない ⇒［理由↓］ ☑ 類似事務事業がない
	⑥ 休止･廃止した時の影響及び休止･廃止の可能性 この事務事業を休止･廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止･廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☑ 影響あり ⇒［理由と影響の内容↓］ 外国籍住民の身分関係、居住関係が把握出来なくなり、各種行政サービスに支障が出る。 ☐ 休止･廃止ができる ☑ 休止･廃止できない ⇒［理由↓］ 本事務事業は外国人登録法で決められた国からの委託事業のため、休止･廃止はできない。
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費（コスト）を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ⇒［理由･具体案↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 削減余地がない ⇒［理由↓］ 必要な事務費（事務用品、研修費）しか計上していないため。
	⑧ 人件費の削減余地 成果を下げず人件費を削減できないか？（事業のやり方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？）	☐ 削減余地がある ⇒［理由･具体案↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 削減余地がない ⇒［理由↓］ 外国人登録法は平成24年7月に廃止され、外国人の居住関係の把握は改正住民基本台帳法により管理されることになります。それに伴い、外国籍住民の居住実態の把握やシステム改修事務が新たに加わると考えられ、職員の削減及び外部委託は難しいと考える。
公平性評価	⑨ 受益機会･受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒［理由･具体案↓］ ⇒ 3評価（Check2）･4今後の方向性に反映 ☑ 公平･公正である ⇒［理由↓］ 外国人登録事務は国からの委託事務に当たり、委託費は国から支払われている。委託費については事務内容に比べて小額で、協議会を通じて増額を求めている状況です。また、外国人登録記載事項証明書については、住民票と同額の負担をお願いしている。

3 評価（Check2）担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果			(2) 1次評価の総括（事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	平成24年7月15日までに外国人登録法が廃止となり、住民基本台帳法も同日付で改正されます。外国人住民は現在、外国人登録原票（外国人登録法）で管理されていましたが、改正住基法施行以後は日本人と同様住民基本台帳に統一されます。 改正住民基本台帳法の対象外国人は、中長期滞在者となり、短期滞在者、不法滞在者は対象外となります。新住民基本台帳法に移行されると、いままで出来なかった居住実態調査による職権消除が出来るようになり、実態にあった台帳整備ができるようになります。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（PLAN）

(1) 今後の事務事業の方向性（Check1の結果から定める）･･･複数選択可

- ☐ 廃止（目的妥当性①、②、③の結果）
- ☐ 休止（目的妥当性①、②、③の結果）
- ☐ 必要性検討（目的妥当性①、②、③の結果）
- ☐ 事業統合･連携（有効性⑤の結果）
- ☐ 成果向上（有効性④の結果）
- ☐ コスト削減（効率性⑦、⑧の結果）
- ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果)
- ☑ 現状維持（全評価項目で適切）

(2) 改革改善案について

①
②
③

(3) 改革･改善による方向性

成果水準＼コスト水準	削減	維持	増加
向上	☐	☐	☐
維持	☐	☑	
低下	☐		

※ 廃止･休止の場合は記入不要

(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

①
②
③

(5) 事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	対象外
コスト削減優先度評価結果	対象外